

# マニファクチャリングオペレーション管理(MOM)ソフトウェア 補足条項

本マニファクチャリングオペレーション管理(MOM)ソフトウェア補足条項(以下「MOM条項」という。)は、「MOM」としてオーダーフォームに特定された製品のみに関するお客様とSISWの間のエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものです。本MOM条項は、EULA及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本MOM条項に適用されます。
  - (a) 「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人及び請負人で、お客様の事業所内で業務を行い、お客様の社内業務の支援のため、MOMソフトウェアへのアクセスを必要とする者を意味します。
  - (b) 「正規ユーザー」とは、お客様の従業員及び権限を有する代理人のことを意味します。
  - (c) 「クレジット」とは、MOMソフトウェアの一部である特定のSimaticITソフトウェアで、異なる構成(「同時ユーザー」ライセンスの場合は指定された数のユーザー、指定された数の「機器」などの構成要素、又は製品別ライセンスの場合は一定数のクライアントなど)を使用可能にするためにSISWから購入することができる追加ライセンス権を指します。
  - (d) 「機器」とは、MOMソフトウェア製品内部で構成され、MOMソフトウェア製品と自動的にデータ交換を行う何らかの物理媒体を意味します。
  - (e) 「MOMソフトウェア」とは、SISWによって販売され、PLビジネスセグメントマニファクチャリングオペレーション管理(MOM)に属するすべてのソフトウェアのうち、UnicamとAutomation Designer Softwareを除くものを意味します。
  - (f) 「使用場所」とは、該当する場合、注文に指定されたお客様の使用場所を意味します。お客様は複数の使用場所を持つことができ、それぞれの使用場所には、MOMソフトウェアの特定の数のライセンスが関連付けられます。各ライセンスは、お客様によるライセンスに関連付けられた使用場所のための使用に限定されます。本契約にこれと矛盾する規定があっても、お客様は、SISWの書面による事前の承諾を得ることなく、MOMソフトウェアライセンスを別の使用場所に移転することはできません。
  - (g) 「多重化」とは、接続のプール、情報のルート変更、又はMOMソフトウェアに直接アクセス又は使用するユーザー数の削減(「プーリング」とも呼ばれます)を目的とする、ハードウェア又はソフトウェアの使用を意味します。
  - (h) 「対象地域」とは、お客様がMOMソフトウェアをインストールするライセンスを保有する国を意味します。
  - (i) 「ユーザー」とは、お客様の従業員、並びにお客様のコンサルタント、エージェント及び請負人(SISWの競合他社を除く)の従業員を意味します。但し、当該コンサルタント、エージェント又は請負人は、本ソフトウェアの使用に関する制限、並びに秘密保持及び非開示の義務に関して、本契約に定める厳格さを下回らない内容に書面で同意していることが条件となります。「ユーザー」という用語には、MOMソフトウェアに接続されている機器も含まれます。これには、Webベースのユーザーインターフェース、ブラウザ接続、店頭端末(PC)、1台のPCを通じて多重化された店頭機器(RF機器を含む)、データ収集端末、モバイル機器、Windows CE 端末、及び特定の使用場所にインストールされているMOMソフトウェアとの間のインターフェース接続が含まれますが、これらに限定されません。
2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々のMOMソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーフォームに記載する、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーフォームに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。
  - 2.1 「アクティブユーザーライセンス」とは、MOMソフトウェアへのアクセスが、本契約の下で特定の使用場所に関してライセンスが有効に取得された最大ユーザー数に制限されることを意味します。多重化によってアクティブユーザーライセンスの数が減ることはありません。多重化機器にログインした個人又は接続された機器は、それぞれ1つのアクティブユーザーライセンスとしてカウントされます。MOMソフトウェアのアクティブユーザーライセンスに関しては、「対象地域」及び「正規ユーザー」の制限は適用されません。

- 2.2 「同時ユーザーライセンス」とは、MOMソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーフォームに記載の正規ユーザーの上限数に限定されることを意味します。
- 2.3 「クレジット」 MOMソフトウェアの一部の製品の使用範囲は、一般的に取得されたクレジットの数によって定義されます。お客様は、対応する数のクレジットを取得したSimatic ITソフトウェアを使用することができます。
- 2.4 「レンタルライセンス」とは、オーダーフォームに特定する1年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンスのための保守サービスは、レンタルライセンス料金に含まれます。
- 2.5 「バックアップライセンス」とは、お客様のバックアップ又はフェイルセーフ用のインストールの冗長性をサポートする目的にのみ付与されるライセンスを意味します。
- 2.6 「指名ユーザーライセンス」とは、MOMソフトウェアへのアクセスが、指名された正規ユーザーに制限されることを意味します。お客様は暦月あたり1回指名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。
- 2.7 「ノードロックライセンス」とは、MOMソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。
- 2.8 「永久ライセンス」又は「延長期間ライセンス」とは、無期限に延長されるライセンスを意味します。永久ライセンスには、保守サービスが含まれません。
- 2.9 「製品別ライセンス」とは、MOMソフトウェアの使用が、MOMソフトウェアと1対1でインターフェース接続されるサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。
- 2.10 「サーバーライセンス」とは、MOMソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーに制限されることを意味します。
- 2.11 「サブスクリプション」とは、オーダーフォームに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISWは、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.12 「テスト/QAライセンス」とは、継続的なインストールのカスタマイズ、サポート及びテストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. **その他の規定** お客様は、お客様の社内業務目的に限り使用許諾されたソフトウェアの一部として、ドキュメンテーションで公開され、特定されるアプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下「API」という。)を使用することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用するためにAPIを使用することはできません。お客様は、本ソフトウェアと併用する目的に限り、一定の公開APIを使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。但し、以下の場合を除きます。(a)お客様がSISWのソリューション・パートナー・プログラムのメンバーとしてこれを行うことを個別に許可された場合、(b)お客様が、少なくとも本契約と同等の保護を提供する条件に基づき、お客様の内部使用及び再販の目的でソフトウェアを開発するために使用できるAPIが含まれたPreactorソフトウェアライセンスを購入した場合。お客様は本ソフトウェアをその他の方法で修正、改変又は結合することはできません。SISWIは、お客様がAPIを使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開のAPIを使用することは禁じられています。